

「コムストックローン約款」【コムストックローン・通信取引】新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日:2019年11月22日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>コムストックローン約款 【コムストックローン・通信取引】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p>	<p>コムストックローン約款 【コムストックローン・通信取引】</p> <p style="text-align: right;">日本証券金融株式会社</p>
<p>第1条、第2条 (現行どおり)</p> <p>第3条 (担保)</p> <p>1～8 (現行どおり)</p> <p>9 担保の返戻は、お客様からの当社所定のコムストックローン担保有価証券受取書による依頼を受け、当社が認めた場合に行うものとします。担保有価証券を返戻する場合は、当社質権口座からお客様の担保取引口座の保有欄を通じて、当社に届け出たお客様の金融商品取引業者の証券取引口座（以下「届出証券口座」といいます。）へ振替を行うものとし、返戻のためお客様の担保取引口座から届出証券口座へ振替を行うにあたっては、その都度、お客様より当社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。この場合において、担保有価証券の権利確定日等により振替をすることができないときは、当社は担保有価証券の返戻を留保することができるものとします。また、お客様の当社に対する債務が完済され、本契約が終了した場合、当社は、<u>当社質権口座に記載または記録されている担保有価証券につき、お客様から担保有価証券の返戻の依頼があったものとして取扱うことができるものとします。（複数の届出証券口座がある場合には、当社が選択した任意の口座に振替を行うものとします。）</u></p> <p>10～12 (現行どおり)</p> <p>第4条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条、第2条 (省 略)</p> <p>第3条 (担保)</p> <p>1～8 (省 略)</p> <p>9 担保の返戻は、お客様からの当社所定のコムストックローン担保有価証券受取書による依頼を受け、当社が認めた場合に行うものとします。担保有価証券を返戻する場合は、当社質権口座からお客様の担保取引口座の保有欄を通じて、当社に届け出たお客様の金融商品取引業者の証券取引口座（以下「届出証券口座」といいます。）へ振替を行うものとし、返戻のためお客様の担保取引口座から届出証券口座へ振替を行うにあたっては、その都度、お客様より当社に対しその振替申請があったものとして取り扱います。この場合において、担保有価証券の権利確定日等により振替をすることができないときは、当社は担保有価証券の返戻を留保することができるものとします。</p> <p>10～12 (省 略)</p> <p>第4条～第18条 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

新	旧
2019年11月	2018年5月